



税効果会計と経営行動

一、税効果会計導入の背景と資産性の問題点

株価収益率(PER)は株価を1株当り利益で除して求められる指標である。この場合の1株当り利益は、税引後当期純利益を発行済株式総数で除して求められる。

この株価収益率(PER)は、株式投資において頻りに活用されるものであるが、税効果会計の導入においては、その算出方法に対する批判が多かった。

すなわち、税効果会計を採用していない決算においては、法人税の期間帰属が歪み、その結果、税引後の当期純利益の数値が歪んでしまう。そのため、税効果会計を導入し、1株当り利益の情報を適正化する必要があった。

しかしながら、ここで問題になるのは繰延税金資産の金額である。税効果会計の考え方を野放図に認めてしまうと、巨大な架空資産が資産に計上されてしまう。

そのため将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減すると認められる範囲内(回収可能額)の計上が要求されている。この場合、繰延税金資産の回収可能性を判断するためのタックスプランニングが作成されなければならない。

ところが、このタックスプランニングには、作成者の主観的判断が介入せざるを得ない。近年、繰延税金資産の回収可能性を評価することがいかに困難であるかを示す事例があった。

(1)「りそな」の例

周知のとおり、りそな銀行は平成14年3月期の決算において、BIS規制による自己資本比率が4%を下回り、その結果預金保険法

102条の定めにより公的資金が注入され、りそなホールディングスの株式の過半数を預金保険機構が所有することとなった。

ちなみに、平成14年3月期と平成15年3月期の貸借対照表の繰延税金資産の金額はそれぞれ、4011億8500万円と169億2000万円であった。

ここで平成14年3月期における繰延税金資産の計上について、東京新聞の記事を引用してみる。

「ポイント」は、将来返ってくる税金を当て込んで計上する自己資本の一種である「税効果会計」をどこまで認めるかだ。

新日本は、収益の5年分にあたる7千億円を認めるべきだと主張したのに対して、朝日の方は、りそなが連続赤字で税金を払っていない現状から「ゼロ」を主張したという。

(東京新聞 http://www.tokyo-np.co.jp/00/tekuho/20030620/mng_tokuho_000.shtml)

ここに登場する「新日本」と「朝日」というのは監査法人のことであるが、両者の間で繰延税金資産の金額が著しく異なることに留意したい。一方は、7千億円と主張し、もう一方は、ゼロだと主張した。両者の金額があまりにも大きく乖離している。

もし「りそな」が7千億円の繰延税金資産を計上していたら、この時点で預金保険法102条による公的資金の注入はなく、俗にいう「国営化」にはならなかったのである。

最終的には、4千億の繰延税金資産が計上され、結果として公的資金が注入されることになった。

もうひとつ特筆したいのは、預金保険機構の子会社となったあとの平成15年3月期の繰

延税金資産の金額である。その前期末には4千億円もあった繰延税金資産は、169億円にも縮小してしまったのである。この金額は、繰延税金資産をかなり保守的に見積もったことの結果であると思われるが、それにしても大きな差異である。

いすれにせよ、これは客観的な繰延税金資産の金額の算定が、きわめて困難であることが物語る事例である。

(2)UFJの例

上述した「りそな」とやや類似したことが起きたのが、翌年のUFJ銀行(以下UFJ)というのである。平成15年3月期と平成16年3月期のUFJの繰延税金資産は、それぞれ1兆3千億9100万円と1兆2119億4600万円であった。ちなみに平成15年3月期と平成16年3月期の純資産は、それぞれ1兆5689億6700万円と1兆3050億9700万円であり、繰延税金資産の金額が相当に大きくなっている。

UFJは、平成16年4月23日、UFJは金融庁から検査結果を通知され、自己査定を甘さを指摘されていた。筆者の私見も交えていうと、「この時期、UFJもその前年の「りそな」と同様に、公的資金が注入される可能性がある」というのである。

UFJは「りそな」とは異なり、住友信託銀行への信託事業の売却益をタックスプランニングに織り込んで、繰延税金資産を計上し、自己資本比率の水準をBIS規制の4%を下回ることを回避できた(この記述については、平成16年9月17日の日本経済新聞の朝刊の特集記事をもとにした)。

住友信託への信託売却の記者発表は平成16年5月21日に行われたが、その決算が承認された株主総会のと、今度は住友信託への信



前川 修満 渋谷

託事業の売却を撤回して7月14日に東京三菱と統合すると発表した。さらに、平成16年9月18日には、東京三菱がUFJに対し7000億円の追加出資を行った。

それでは、なぜUFJは5月21日に住友信託銀行に信託事業を売却すると発表しているが、株主総会の終了後にこれを撤回したの

の目から見れば、東京三菱との統合を視野に信託への信託事業の売却を5月に記者発表することはあまりにも性急ではなかったかという疑念が残るのである。

二、固定資産の減損会計と税効果会計

上述した事例では金融機関を取り上げた。金融機関には、不良債権の償却というきわめて金額的重要性の高い一時差異があり、これが決算書作成と企業行動に決して小さくない影響を与えた可能性を否定できない。

結論からいって、現在の大手企業の多くは、固定資産の減損会計という課題を抱えており、これが金融機関以外の事業会社において、前述した経営行動と類似した行動を誘発する可能性が大いにあり得ると思われる。

周知のように、固定資産の減損処理に伴う損失は、会計上の費用として認識されても税務上の損失になるのが後回しになるといって時差異の典型的な項目である。よって、これ

は税効果会計の対象となる項目である。一方、税効果会計には、多額の損失を計上する会社においては、いくぶんその損失表示を小さくするという性格がある。

とくに、固定資産の減損処理により債務超過に転落する企業においては、この影響は甚大である。たとえば東京証券取引所とジャスダックでは、債務超過になり、なおかつ1ヶ月以内に債務超過の状況から脱却できなかった場合には、上場廃止基準に適合することになる。企業としては、このような事態をなんとして回避したいということで、必死にな

る。しかしながら、UFJはあくまでもUFJである。これによって時間を稼ぎ、成功裡に強力な他者の傘下に入るとする企業が出現する可能性があるのでないだろうか。

あるいは、そのような行為が想定される企業がどのような企業かという点、固定資産とくに不動産を多く所有し、自己資本比率の低い企業である。

あるいは、そのような状態を回避するために、手取り早く当年度中(すなわち減損会計の適用前)において、さささと他社の資本支援を得て強力な他者の傘下に自分から入る企業の出現の可能性も出てくる。

いすれにせよ、筆者は、今年度の上半期において、不動産を多く保有する企業が上記の行動パターンのごれかをとる可能性があると考えている。

三、過度の保守主義をとるパターン

繰延税金資産の資産計上額については、回収可能性が重視され、回収不能な資産計上は許容されないのが原則である。

それでは、逆に繰延税金資産が過小に表示される可能性はないだろうか。結論からいうと、「ある」というのが筆者の見解である。たとえば、経営者が繰延税金資産を回収可能額を大きく下回る金額で資産計上した場合、たとえその背後には逆粉飾をするという意図が隠されているとしても、会計原則の一般原則である保守主義の観点より、これが容認されてしまう可能性がある。

このような決算発表をしようとする企業というものは、どのような企業であろうか。筆者が考えるに、役員が交代し将来の年度においていわゆるV字回復を演出したいと考える経営者に、このような決算処理をする可能性が高いとみられる。

具体的にいうと、そのような企業では、固定資産の減損処理によって多額の損失を出しつつも、本来ならば回収可能である繰延税金資産を計上せず、これを大きく下回る金額の繰延税金資産を計上する。

さらに、翌年以降の事業年度において、身軽になったところで利益をあげ、V字回復を演出することが可能になる。

それだけでなく、爾後、タックスプランニングの作成方法を改め、保守主義の考え方を弱めてゆくことで、税引後当期純利益の増加率が実体以上に増してゆく。これによって、V字回復の決算発表が可能になる。

あるいは、財務基盤の脆弱な企業を救済しようとする強い会社や、救済のための出資の際に、固定資産を大きく減損処理させることにも、繰延税金資産の計上を禁止し、これにもとづいて出資する。つまり、自分の傘下に入る条件として、このような処理をさせたうえで、買収後にV字回復の決算発表を行うのである。

このように、固定資産の減損会計が、きわめて大きな一時差異であることにより、自分にとつて都合の良い決算発表をしたいと考える経営者はけっして少なくない。この場合、減損処理と相まって繰延税金資産の算定に恣意性が介入する事例が起きるのではないかと考えられる。

(学会4月月次研究会より)